

(特許出願の分割)

第四四條 特許出願人は、次に掲げる場合に限り、二以上の発明を包含する特許出願の一部を二以上の新たな特許出願とすることができる。

一 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる時又は期間内にするとき。

二 特許をすべき旨の査定(第六百六十三條第三項において準用する第五十一條の規定による特許をすべき旨の査定及び第六十條第一項に規定する審査に付された特許出願についての特許をすべき旨の査定を除く。)の謄本の送達があつた日から三十日以内にするとき。

三 拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三月以内にするとき。

2 前項の場合には、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特許出願が第二十九條の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三條の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用及び第三十條第三項の規定の適用については、この限りでない。

〈第十一條第一項で準用する特許法第四四條〉

(意匠登録出願の分割)

第一〇條の二 意匠登録出願人は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を二又は二以上の新たな意匠登録出願とすることができる。

2 前項の規定による意匠登録出願の分割があつたときは、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第四條第三項並びに第十五條第一項において準用する特許法第四十三條第一項及び第二項(これらの規定を第十五條第一項において準用する同法第四十三條の三第三

(商標登録出願の分割)

第一〇條 商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判若しくは再審に係属している場合又は商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審判に対する訴えが裁判所に係属している場合であつて、かつ、当該商標登録出願について第七十六條第二項の規定により納付すべき手数料を納付している場合に限り、二以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を二又は二以上の新たな商標登録出願とすることができる。

2 前項の場合には、新たな商標登録出願は、もとの商標登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第九條第二項並びに第十三條第一項において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第四十三條第一項及び第二項(これらの規定を第十三條第一項において準用する同法第四十三

い。

- 3 第一項に規定する新たな特許出願をする場合における第四十三条第二項(第四十三条の二)第二項(前条第三項)において準用する場合を含む。)及び前条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第四十三条第二項中「最先の日から一年四月以内」とあるのは、「最先の日から一年四月又は新たな特許出願の日から三月のいずれか遅い日まで」とする。
- 4 第一項に規定する新たな特許出願をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな特許出願について第三十条第三項、第四十一条第四項又は第四十三条第一項及び第二項(これらの規定を第四十三条の二)第二項(前条第三項)において準用する場合を含む。)及び前条第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな特許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

特許法第四四条

項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この限りでない。

- 3 第一項に規定する新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類であつて、新たな意匠登録出願について第四条第三項又は第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項(これらの規定を第十五条第一項において準用する同法第四十三条の三)第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

意匠法第一〇条の二

条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この限りでない。

- 3 第一項に規定する新たな商標登録出願をする場合には、もとの商標登録出願について提出された書面又は書類であつて、新たな商標登録出願について第九条第二項又は第十三条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項(これらの規定を第十三条第一項において準用する同法第四十三条の三)第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな商標登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

商標法第一〇条